

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 24 年 12 月 6 日付け平成 24 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計
定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199
条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 25 年 5 月 15 日

長崎県病院企業団監査委員	津留崎	義	美
同	今	村	嘉
		昭	昭

24本総第222号
平成25年5月14日

長崎県病院企業団
監査委員 津留崎 義 美 様
監査委員 今 村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団
企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年12月6日付け平成24年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

（1）意見

病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原、五島及び対馬地域においては、著しい人口減少や急速な少子・高齢化の進行、また、特に離島においては、医師や看護師等の医療従事者の確保が困難であることなど、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、平成21年3月に策定した病院改革プランの着実な実行等により、2カ年度連続して黒字化が達成されたものの、このような状態が続くと、地域に必要な医療の提供がいずれ困難になってくるものと思われる。

今後とも、継続的で安定的な医療の確保を図るためには、厳しさを増す医療環境に的確に対応するとともに、医療資源の集約化や機能分担による将来を見据えた医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、地域住民に医療環境の変化等を周知し、病院への関心や理解を深める取り組みも行政と一体となって進めていく必要があると思われる。

未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 132,493 千円で、前年度末に比し 28,784 千円減少（対前年度比 17.8%減）している。

定期的な訪問徴収を実施するなど収納に相当の努力が認められる病院もあり、各病院において、未収金回収の取り組み強化が図られている。

しかしながら、依然として多額の未収金を抱えており、さらなる発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収に力点を置き、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組み強化を図る必要があると思われる。

後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国の医療費削減に資するとして、平成 24 年度末までに数量ベースで 30%以上に引き上げるという政府方針があり、平成 23 年度の全国の後発医薬品の数量シェアは 23.3%となっている。

当企業団の後発医薬品の採用品目割合は着実に高くなっているが、まだ病院によってバラツキが大きく、各病院で利用率の目標を定めるなど利用促進に取り組む必要がある。

契約事務について

物品購入等の契約事務については、平成 21 年度以降医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努めている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例が見受けられる。特に離島においては、地域性が顕著であることから、地域内で共通する物品等の契約事務の共同処理を検討するなど、より経済性が発揮されるよう努める必要があると思われる。

(2) 講じた措置

病院経営について

国が地域医療再生基金創設や公立病院に対する交付税措置の拡充など、地域医療確保のための財政支援の充実を図っていること、また、企業団において、共同事業の実施など経営の効率化を進めたことや診療報酬のプラス改定の影響などから、企業団の経営は着実に改善してきています。

一方、当企業団が医療を担っている本県周辺部においては、人口減少と高齢化が急速に進んでおり、また、特に離島においては医師や看護師等の医療従事者の確保も依然として厳しい状況が続いています。

今後、医療人材不足が深刻さを増すことが予想されることから、全国から人材が集まり、定着してもらう病院とするため、人材確保と人材育成に特に力点を置くとともに、対馬地域新病院の建設等による将来を見据えた医療提供体制の構築など、地域の方々にとって魅力ある病院づくりを進め、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、健康フェスタの開催等により、地域住民の病院への関心や理解を深める取り組みも積極的に行ってまいります。

未収金対策について

未収金の縮減については、引き続き発生防止、早期回収等に努めてまいります。

そのうえで、連帯保証人への督促や「支払督促制度」等の法的手続きについては、最終的な手段として検討してまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでまいりましたが、平成 24 年 6 月の企業団経営会議においてもこれを議題として、改めて使用促進を促しました。

各病院においても、薬事委員会で採用品目等の検討を行うなど、使用促進を図っております。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

契約事務について

平成 21 年度から実施している医薬品等の共同事業については、共同事業担当者会議等において、新たな項目や効果的手法について検討を進め、さらなる経費縮減に取り組んでまいります。

なお、離島においては、基幹病院による契約事務の共同処理に取り組んでいますが、さらに、地域内で医療機器の共同購入等を進めてまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県精神医療センター)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	退院が決まった時点での患者等への概算入院料の伝達手順を見直し(「概算入院料に関する伝票」作成)、本人又は支払義務者への入院料の事前連絡を徹底し、退院当日の入院料精算に努めている。 退院日当日に、入院料の精算を行わず退院していた事例があったため、精算事務手順を見直し、「退院手続連絡票」を作成し、精算事務の完了を医事係と病棟双方で確認後に退院していただくこととした。 退院日当日に支払いできない方については、未収金担当による面談と誓約書徴取を徹底している。 平成20年度から実施している時間外の外来患者の時間外預り金制度を継続している。 (保険証提示:3,000円、保険証提示ナシ:10,000円)
回収対策	昼夜の電話催告を実施している。 電話連絡が付かない患者様には文書による督促を実施している。 外来来院時に患者・家族等との面談を実施し、その時点で再度、誓約書を徴取している。
連帯保証人への督促状況	本人、支払義務者と連絡がつかない場合、当院からの催促に対して納入がない場合は保証人へ電話や文書通知を行うこととしている。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	債務者が死亡し、弁済の見込みがないと認められる未収金について、不納欠損処理を行うこととしている。 支払い能力がありながら、支払いに応じない場合があれば今後の検討課題とする。
後発医薬品の使用促進について	使用促進については、以下の状況を踏まえた上で対応を検討していきます。 薬(名称、剤型、色、記号)が変わることに対して患者が敏感であり服用しなくなる恐れがある。 新規向精神薬の使用が多く、ジェネリック使用による経費削減の効果が少ない。 同じ薬でも会社毎に薬名が違い、誤処方の可能性がある。 先発医薬品と後発医薬品では適応症が異なるものがある。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県島原病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	入院時の対策強化。(無保険者や過去の未納者に対する相談体制の強化。高額療養費限度額申請手続きの促進など。) 退院時清算のための対策強化。(退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。) 外来については、時間外預り金制度の継続。 土曜日に会計窓口を開設。(土日退院予定患者に対応)
回収対策	文書による督促の徹底。 昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。 来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 債権回収嘱託職員の配置(H24年度から) 土曜日に会計窓口を開設。(9時30分~13時30分) 土曜日退院者の清算のため。
連帯保証人への督促状況	本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話で督促。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	支払い能力があり、かつ、悪質な場合があれば検討したい。
後発医薬品の使用促進について	後発医薬品の採用率の目標を前年度3%増と設定し、隔月開催の薬事委員会並びに臨時開催の薬事委員会において使用金額・使用数量の多い医薬品を優先的に評価し、採用促進に努めている。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県五島中央病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	退院時料金精算確認済みカードの配布 現物給付制度の説明及び利用促進 退院時分納制度申請相談 深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施
回収対策	督促書・催促書の発行 納入通知書の送付 電話連絡・自宅訪問 来院時面談
連帯保証人への督促状況	連帯保証人に対し履行確認協力書の発行
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	今後の検討課題
後発医薬品の使用促進について	年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事としており、平成24年4月~平成25年1月までに新たに31品目が採用となった。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県富江病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	入院時は、連帯保証人を取っている。 時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認
回収対策	督促状、催告書の発行 地域内では訪問して回収するようにしている。 誓約書を作成する。
連帯保証人への督促状況	連帯保証人への請求はしたことはないが、今後は、連帯保証人に対し協力依頼を行っていきたい。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	現状では検討していないが、将来的には必要と考えている。
後発医薬品の使用促進について	五島中央病院の使用している分について導入する。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県奈留病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	入院時は、連帯保証人を取っている。(退院日には精算してもらうように金額を提示する) 時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認 窓口の隣にある薬局と連携をとり、支払済であるか確認をする。
回収対策	督促状、催告書の発行 地域内では訪問して回収するようにしている。 誓約書を作成する。 本人、家族との話し合いを持つ。
連帯保証人への督促状況	連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。(話し合いも十分にしていく)
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	島特有の顔見知りが多いということで、法的手続きの検討は行っていない。
後発医薬品の使用促進について	安定供給できるものを少しずつ導入している。(現在40品目)

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県上五島病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	時間外預り金制度の活用(S56.4.1~) ・一般患者3,000円、交通事故・労災患者10,000円 電子カルテ上に未収金額と未収金ありを表示し、医事係への連絡を行っている。
回収対策	未収金発生後は、電話による督促。 訪問徴収を2ヶ月に1回行い、文書による督促を年2回実施(盆、正月前)。
連帯保証人への督促状況	平成23年度、実施なし。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	一部負担金60万円以上は保険者請求。簡易訴訟検討中。
後発医薬品の使用促進について	採用品目の20%達成にむけ院内で検討中(現在10%)。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

医療機関名(長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらうようにしている。預り金制度も導入している。
回収対策	未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
連帯保証人への督促状況	現在は事例なし。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	従来どおり分納相談や戸別訪問等に対応する。
後発医薬品の使用促進について	上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

医療機関名(長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	未納が発生した場合は、当事者と相談し納付可能な範囲において「延納・分納申請書」を記入させ、必ず納付するように約束させる。
回収対策	「延納・分納申請書」を基本として納付させ、納付できない状況となった場合、再度当事者と相談し、少額でも納付可能額を設定し納付させる。それでも納付しない場合は戸別訪問により徴収する。
連帯保証人への督促状況	連帯保証人への督促までは、至っていない。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	法的手続きを検討する状況には至っていない。
後発医薬品の使用促進について	当医療センターは、平成23年4月から上五島病院附属診療所となり、使用する薬品は上五島病院と合わせている。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県対馬いづはら病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	未収金管理マニュアルを平成23年6月1日に策定し、防止対策を実施。
回収対策	電話、文書による督促・催告並びに訪問徴収。
連帯保証人への督促状況	文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
後発医薬品の使用促進について	平成24年12月末現在の採用医薬品数1,178品目中、後発医薬品の採用数は128品目(採用率10.9%)であり、さらなる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県中対馬病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	平成12年度から預り金制度を導入している。(時間外、土・日・祝祭日) ・金額:保険証あり 5,000円、保険証なし 10,000円 平成22年5月より、クレジットカード決済を導入している。
回収対策	平成15年度から外部委託を導入している。 ・訪問件数 平成22年度 140件、平成23年度 192件、平成24年度(2月末現在) 323件 ・分納相談や戸別訪問を行っている。
連帯保証人への督促状況	平成22年度に10件、平成23年度に9件、平成24年度に12件の請求を行っている。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	催告書 8件、未納診療費等の債務履行協力依頼書 1件
後発医薬品の使用促進について	利用率の目標を定めるなど利用促進に向けて協議している。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(意見)に係る措置状況

病院名(長崎県上対馬病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
未収金対策について	
発生防止対策	時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合:3,000円(ただし、高額な検査の場合は5,000円)、保険証なしの場合は10,000円) クレジット払いの導入(主に韓国からの旅行者が利用している。) 時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。
回収対策	電話及び文書での督促・催告通知。 毎月訪問徴収を実施。(発生日から2ヵ月をめぐりに訪問をおこなうことにしている。) 一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
連帯保証人への督促状況	平成22年度は13件、平成23年度は9件督促をおこなった。平成24年度については連帯保証人への督促を必要とする事例が現在のところ発生していない。
支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	未収金の件数は少なく、また小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
後発医薬品の使用促進について	利用率を上げるため、「医薬ミーティング」でも議題として取り上げるようにしている。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県精神医療センター)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しているが、調停漏れや過年度未収金を現年度未収金として回収するなど事務処理上の大きな誤りがあり、また、未収金整理簿の記載に正確さが欠ける面や、医事業務委託業者との連携不足の面も見受けられた。 未収金の管理回収には努力されているが、依然として総額が多額を上ることから、発生防止と発生後の早期回収に一層努力すること。</p>	<p>1. 未収金について 適正な事務処理の徹底と正確な未収金整理簿の整理に努めて参ります。医事委託業者との連携強化を図り、双方が共通した未収金管理に努めて参ります。 経済的な理由で一括支払いが困難な患者に対しては、面談等を実施し、分割納入で対処し(誓約書作成)、未収金回収に努めています。 長期化となっている患者について、主治医、看護師、精神保健福祉士、医事係、総務(未収金担当)等全てのスタッフで面談し未収金回収に努めています。 新たな未収金発生防止対策として、患者等(家族)への入院料(概算)の周知方法を見直し、「概算入院料に関する伝票」を作成し、退院日前で患者(家族)等への入院料(概算)の連絡を徹底し、退院日当日の精算に努めています。 退院日当日の精算事務手順を見直し(「退院手続連絡票」を作成)、医事係での退院手続きの完了を病棟スタッフが伝票で確認した後に退院出来るように変更しました。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県島原病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、不納欠損処分が要因のひとつであるが、回収業務や発生防止対策にも一段の努力がなされている。 不納欠損処分は適正に処理されているが、その都度、内部の処理方針を定め、処分する方がより適切と思われる。 未収金の管理回収は、適切に実施されており、新たに発生防止対策、回収対策、整理簿の記入要領等を確立されているので、今後は着実に継続的な実施に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 不納欠損処分にあたっては、「長崎県病院企業団の債権管理に関する条例」第5条に該当する者(3年経過、かつ、死亡・所在不明・無資力又はこれに近い者)について、本部の承認を得て、処分していたが、所在不明と無資力の判断に至る基準が明確ではありませんでした。 このため、所在不明の場合は、必ず住民票交付申請し、新住所へ文書督促することとし、無資力の場合は、生活保護、非課税世帯、国税・地方税等の徴収猶予等の処分を受けている者、そのほか現地調査により、明らかにそれらに準じると認められた者となりました。 引き続き、未収金の発生防止、早期回収に努めます。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県五島中央病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金については、分納による徴収等回収には努力されているが、過年度未収金が増加傾向にあるので、新規に発生する未収金を極力抑えるため、発生直後の督促、訪問などを充実させ早期回収に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、引き続き未収金整理簿等の適切な管理を行っていきます。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などを行い、早期回収に努めます。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県富江病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の回収には努力されており、引き続き、新規発生の抑制に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 予定価格調書の未作成や見積書が証拠書類として管理されていない契約があったので、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新たな発生の防止に努力します。</p> <p>2. 契約関係について 適正に処理致しました。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県奈留病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1.未収金について</p> <p>未収金の回収については、分納による徴収など努力されているが同一人の未収金が累積して発生しているケースが多いので、未収金整理簿の記載内容を統一し、実態把握に支障がないようにすること。 また、新規発生分の早期回収に一層努力すること。</p>	<p>1.未収金について</p> <p>未収金回収については、引き続き努力をしております。 同一人の未収金の累積については、本人及び家族との話し合いなどをし、少しでも納入して頂くように回収に努めます。 未収金整理簿の作成は記載内容をわかりやすく作成いたします。また、新規発生分も同様に回収努力をいたします。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県上五島病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金は減少傾向にあり、新規発生も安定して小額にとどまっており、過年度分も分納等の処理が多くなされている。未収金の回収には大変努力されており、また新たな発生防止にも努力されている。今後とも引き続き努力すること。</p> <p>2. 契約関係について 医療機器の購入において、同一機器を短期間で2回に分けて購入していたが、必要数量を的確に把握し、計画的な執行に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 今後も引き続き未収金の回収並びに新たな発生の防止に努めます。</p> <p>2. 契約関係について 医療機器の購入について、計画的な執行に努めます。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

医療機関名(長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 透析部門の強化について 透析の増床に比して、透析患者数が減少傾向にあり、人口減少や透析患者総数の減により困難な面もあるが、上五島病院との分担等により、減少傾向に歯止めをかける取り組みを図ること。</p>	<p>1. 透析部門の強化について 奈良尾医療センターの透析廃止や上五島病院との連携により、平成24年度においては透析患者は増加しております。今後も、新規患者の取り込みに努めてまいります。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

医療機関名(長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター)

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されており、新規発生の抑制に引き続き努力すること。	1. 未収金について 今後も引き続き、適正な未収金の管理・回収及び未収金の新規発生の抑制に努めます。

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県対馬いづはら病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 平成22年度から過年度未収金の解消のための体制を強化し、解消方針を決定している。 さらに、新規発生を抑制するために、料金窓口との連携強化に努めている。 未収金の管理、回収には大変な努力が見られる。また、新規発生に対する抑制策も万全とみられるので、今後とも継続して努力すること。</p>	<p>1. 未収金について 継続的に努力いたします。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県中対馬病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については大変努力されているが引き続き努力すること。 特に、新規発生を如何に抑えるかに留意し、対策を講じること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金回収につきましては、業務委託員を配置し、2名体制で定期的(週1回)に訪問徴収を行っています。 しかし、生活困窮者等、回収が困難な様相を呈しています。 未収金の新規発生抑制については、未収金管理マニュアルどおり、電話催告 文書催告 訪問徴収というサイクルで継続した回収に努めているところ。また、法的手続きや連帯保証人への請求など取り組みの強化も行っています。</p>

(別紙様式)

平成24年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県上対馬病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されており、引き続き、新規発生の抑制に努力すること。	1. 未収金について 引き続き適正に処理し、回収についても努力します。